

議案第 17 号 資料

令和 7 年度教職員人事異動実施要領（案）

この要領は、教職員人事異動方針に基づき、川崎市立学校に勤務する総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、実習教諭、実習助手及び学校事務職員（以下「教職員」という。）の人事異動を実施するために必要な事項を定める。

1 基本的事項

- （１）教職員の異動に当たっては、全市的な視点に立ち、性別、年齢、免許、教科、勤続年数等について、学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮する。
- （２）本市の地域性等を踏まえ、教職員の経験を豊かにするため、配置の参考とする地区を「川崎区」、「幸区・中原区」、「高津区・宮前区」及び「多摩区・麻生区」の４地区に分け、他地区との人事異動を推進する。
- （３）多様な経験を積み、幅広い視野を持てるよう校種間の人事異動を推進する。
- （４）中学校の総括教諭及び教諭の異動については、免許教科に十分留意し、免許教科外教科の教授担任の解消に努める。
- （５）高等学校の教職員の異動については、学校間及び全日制の課程・定時制の課程間の人事異動を積極的に推進する。
- （６）特別支援学校と小中学校の特別支援学級間の人事異動や小・中・高各校種間の円滑な連携を積極的に推進する。
- （７）教員採用候補者選考試験における特別支援学校区分で新規採用された教諭については、特別支援学校に配置することを原則とし、将来的な校種間の人事異動を見据えるとともに専門性が十分に発揮できるように、小学校又は中学校の特別支援学級又は通級指導教室に配置するよう調整する。
- （８）教員採用候補者選考試験における特別支援学校区分で新規採用された特別支援学校の教諭は、将来の特別支援学校の教諭としてのキャリア形成を見据え、２校目以降の異動は小学校又は中学校の特別支援学級又は通級指導教室とし、３校目以降の異動は特別支援学校とすることを原則とする。
- （９）特別支援学校の総括教諭及び教諭の異動については、特別支援学校教諭免許状を有する者を全て配置し、専門性が十分

発揮できるような人事異動を積極的に推進する。

- (10) 特別支援学校の総括教諭及び教諭については、市立特別支援学校で対応する全ての障害種別に相当する特別支援学校教諭免許状を取得することを原則とし、キャリアプランを踏まえた上で特別支援学校間の人事異動の活性化と幅広い専門性を有する人材育成を図る。
- (11) 小学校又は中学校の特別支援学級を担当する総括教諭及び教諭の異動については、特別支援学校教諭免許状を有する者を配置するように努める。
- (12) 特別支援教育を担う教員のさらなる資質向上に向けて、各教員の配置に当たっては特別支援学校や特別支援学級など特別支援教育に関する経験を積むことができるよう努める。
- (13) 通級指導教室については専門性が十分発揮できるような人事異動を積極的に推進する。
- (14) 総括教諭については学校間の均衡が保たれるような配置に努める。
- (15) 栄養教諭又は係長級以上の学校事務職員については、職務上必要な知識、技能等の向上を図るとともに、学校教育の充実に資する視点に立ち、行政区間の均衡が保たれるような配置を積極的に推進する。
- (16) 障害のある教職員の異動については、本人の申し出に応じて相互理解の下、個々の障害の状況等に配慮して調整する。

2 異動の基準

- (1) 次のいずれかの事由に該当する教職員は、異動対象者として、異動するものとする。
 - ア 管理監督職勤務上限年齢により降任をする者
 - イ 定年前再任用短時間勤務をする者
 - ウ 小学校又は中学校の総括教諭、教諭若しくは養護教諭のうち、同一校勤続年数が令和7年3月31日で7年（ただし、1（8）に該当し、現に小学校又は中学校に勤務する場合は4年）に達する者
 - エ 高等学校の教職員又は特別支援学校の総括教諭、教諭若しくは養護教諭のうち、同一校勤続年数が令和7年3月31

日で10年に達する者

オ 教職員（栄養教諭、学校栄養職員及び学校事務職員を除く。）のうち、新規採用から同一校勤続年数が令和7年3月31日で4年に達する者

カ 栄養教諭又は学校栄養職員のうち、同一校勤続年数が令和7年3月31日で4年に達する者

キ 学校事務職員のうち、同一校勤続年数が令和7年3月31日で3年に達する者

ク 学校事務職員のうち、係長昇任候補者選考又は課長補佐昇任候補者選考合格者名簿に搭載された者

ケ 2校以上の勤務経験を有する小学校若しくは中学校の総括教諭、教諭若しくは養護教諭又は高等学校の教職員のうち、同一校勤続年数が令和7年3月31日で3年以上7年未満の者については、本人による異動希望及び校長による異動を必要とする意見具申に基づき、教育委員会が必要と認める者

コ 2校以上の勤務経験を有する特別支援学校の総括教諭、教諭又は養護教諭のうち、同一校勤続年数が令和7年3月31日で3年以上10年未満の者については、本人による異動希望及び校長による異動を必要とする意見具申に基づき、教育委員会が必要と認める者

サ 2校以上の勤務経験を有する高等学校の教職員のうち、同一校勤続年数が令和7年3月31日で7年以上10年未満の者については異動可能対象とし、校長による異動を必要とする意見具申に基づき、教育委員会が必要と認める者

シ ウ、エ及びキの規定にかかわらず、総括教諭又は係長級以上の学校事務職員のうち、全市的な視点に立ち、教育委員会が校長と協議の上異動を必要と認める者

ス その他特に教育委員会が認める者

(2) 次のいずれかの事由に該当する教職員は、異動対象者としない。

ア 令和7年4月1日時点で、出産休暇、育児休業、自己啓発休業、配偶者同行休業、大学院就学休業、長期の病気休暇若しくは休職中の者又は出産休暇、育児休業、自己啓発休業、配偶者同行休業、大学院就学休業、長期の病気休暇若しくは休職となることが見込まれる者

イ 令和7年4月1日時点で定年退職までの勤務年数が3年以下の者（総括教諭又は係長級以上の学校事務職員のうち、全市的な視点に立ち、教育委員会が校長と協議の上異動を必要と認める者及び管理監督職勤務上限年齢により降任をする者を除く。）

ウ 管理監督職勤務上限年齢により降任をする者及び定年前再任用短時間勤務者のうち、全市的な視点に立ち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認める者

エ その他特に教育委員会が認める者

（3）次のいずれかの事由に該当する教職員は、次の年限の範囲内で1年ごとに勤続年数を延長できる。

ア 小学校又は中学校の総括教諭、教諭若しくは養護教諭で、同一校勤続年数が令和7年3月31日で7年に達する者のうち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、同日の属する年度後3年度以内

イ 特別支援学校の総括教諭、教諭又は養護教諭で、同一校勤続年数が令和7年3月31日で10年に達する者のうち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、同日の属する年度後5年度以内（ただし、特別支援学校の教諭の専門性の維持・向上を図る視点に立ち、学校運営上の観点から引き続き総括教諭が特別支援学校に勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、当該延長年限を1年度ごとに延長することができる。）

ウ 小学校若しくは中学校の教諭若しくは養護教諭又は高等学校の教職員で、新規採用から同一校勤続年数が令和7年3月31日で4年に達する者のうち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、同日の属する年度後2年度以内

エ 教員採用候補者選考試験における特別支援学校区分で採用された特別支援学校の教諭で、新規採用から同一校勤続年数が令和7年3月31日で4年に達する者のうち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、同日の属する年度後4年度以内

オ 栄養教諭又は学校栄養職員で、同一校勤続年数が令和7年3月31日で4年に達する者のうち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、同日の属する年度後2年度以内

カ 学校事務職員で、同一校勤続年数が令和7年3月31日で3年に達する者のうち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、同日の属する年度後2年度以内

キ 出産休暇又は育児休業から復職した者又は復職することが見込まれる者で、令和7年3月31日時点で（1）ウからキまでに掲げる同一校勤続年数の年限に達する者若しくは年限を超える者のうち、本人の引き続き勤務する希望及び引き続き勤務する必要があるとする校長の意見具申に基づき、出産休暇及び育児休業の合計取得期間等を考慮し教育委員会が必要と認めた場合は、次に掲げる区分に応じ、同日の属する年度後それぞれに定める年限の範囲内

（ア）令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間に復職した場合 1年度以内

（イ）令和5年4月2日から令和6年4月1日までの間に復職した場合 2年度以内

（ウ）令和6年4月2日から令和7年4月1日までの間に復職した場合又は復職することが見込まれる場合 3年度以内

ク 令和6年4月2日から令和7年4月1日までの間に長期の病気休暇又は休職から復職した者又は復職することが見込まれる者で、同年3月31日時点で（1）ウからキまでに掲げる同一校勤続年数の年限に達する者又は年限を超える者のうち、本人の引き続き勤務する希望及び学校運営の観点から引き続き勤務する必要があるとする校長の意見具申に基づき教育委員会が必要と認めた場合には、同日の属する年度後1年度以内

（4）高等学校の教職員については、定時制の課程間の異動希望はできないことを原則とする。

（5）教員の専門性の向上等人材育成を図るために実施した神奈川県内の特別支援学校間で人事交流した者については、交流終了年度の翌年度から同一校勤続年数を改めて算定する。

（6）本市教職員であった者が、計画的な人事交流により国等の機関又は国立大学法人横浜国立大学附属学校で勤務するために本市を退職し、引き続き国等の機関又は国立大学法人横浜国立大学附属学校で勤務した後、引き続き本市教職員となる場合は、退職前の職及び校種に応じ、（1）ウからカまでに掲げる年限に達する者として取り扱うものとする。

3 異動の手続

- (1) 令和6年11月と令和7年1月に計2回、校長との人事ヒアリングを実施する。詳細な日程については別途教職員人事課が通知する。
- (2) 校長は、「令和7年度校内人事計画」、「令和7年度校内人事計画資料（教員）」、「令和7年度校内人事計画資料（養護教諭・学校事務職員・栄養教諭・学校栄養職員）」、「令和7年度校内人事計画資料（異動関係）」及び「異動対象者自己申告書」に必要事項を記載し、令和6年10月10日（木）に教職員人事課に提出する。
- (3) 異動可能対象及び異動対象者は、「異動対象者自己申告書」に必要事項を記入し校長に提出する。
- (4) 校長は、面接によって本人の意向を十分把握するとともに、勤務校における業務実績等を斟酌し、意見具申する。（育児休業明けや病気休職明け等の異動対象者については、本人の意向や個別の事情を考慮すること。）
- (5) 校長は、11月からの1回目の人事ヒアリングの際に、令和7年4月5日時点の推計値を含む児童生徒数及び学級数や教職員等の現員数を記入の上、「人事ヒアリング資料」を2部提出する。
- (6) 令和7年3月上旬に教職員異動名簿を校長に提示する。また、各学校における教職員の異動内示日については別途通知する。

4 その他

- (1) 次に掲げる事項は別途定めるものとする。
 - ア 学校用務員及び給食調理員の人事異動
 - イ 管理職の昇任
 - ウ 総括教諭の昇任
 - エ 学校栄養職員及び学校事務職員の昇任

オ 栄養教諭の選考

カ 勧奨退職

キ 希望降任

ク 管理監督職勤務上限年齢制に関する特例任用

(2) 県立及び県内市町村立学校、県内政令市立学校への総括教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の異動並びに人事交流については別途通知する。

令和7年度 学校業務職員人事異動実施要領（案）

この要領は、川崎市立学校に勤務する学校用務員及び学校給食調理員（以下「学校業務職員」という。）の人事異動を実施するために必要な事項を定める。

1 基本的事項

- （１）学校業務職員の異動に当たっては、全市的な視点に立ち、性別、年齢、勤続年数等を勘案し、学校ごとに適正な業務執行が図れるよう配慮する。
- （２）配置の参考とする地区は、「川崎区」、「幸区」、「中原区」、「高津区」、「宮前区」、「多摩区」及び「麻生区」の7行政区とする。

2 異動の基準

- （１）次のいずれかの事由に該当する学校業務職員は、異動対象者として、異動するものとする。
 - ア 定年前再任用短時間勤務をする者
 - イ 学校用務員のうち、同一校勤続年数が令和7年3月31日で7年に達する者
 - ウ 学校給食調理員のうち、同一校勤続年数が令和7年3月31日で5年に達する者
 - エ 学校用務員のうち、同一校勤続年数が令和7年3月31日で3年以上7年未満の者については、本人による異動希望及び校長による異動を必要とする意見具申に基づき、教育委員会が必要と認める者
 - オ 学校給食調理員のうち、同一校勤続年数が令和7年3月31日で3年以上5年未満の者については、本人による異動希望及び校長による異動を必要とする意見具申に基づき、教育委員会が必要と認める者
 - カ その他特に教育委員会が認める者
- （２）次のいずれかの事由に該当する学校業務職員は、原則として異動対象者としない。
 - ア 令和7年4月1日時点で、出産休暇、育児休業、自己啓発休業、配偶者同行休業、大学院就学休業、長期の病気休暇若しくは休職中の者又は出産休暇、育児休業、自己啓発休業、配偶者同行休業、大学院就学休業、長期の病気休暇若しくは休職となることが見込まれる者

イ その他特に教育委員会が認める者

(3) 次のいずれかの事由に該当する学校業務職員は、次の年限の範囲内で1年ごとに勤続年数を延長することができる。

ア 同一校勤続年数が令和7年3月31日で、学校用務員については7年、又は学校給食調理員については5年に達する異動対象者のうち、学校運営上の観点から引き続き勤務する必要があると教育委員会が特に認めた場合には、同日の属する年度後1年度以内

イ 出産休暇又は育児休業から復職した者又は復職することが見込まれる者で、令和7年3月31日時点で(1)イ又はウに掲げる同一校勤続年数の年限に達する者若しくは年限を超える者のうち、本人の引き続き勤務する希望及び引き続き勤務する必要があるとする校長の意見具申に基づき、出産休暇及び育児休業の合計取得期間等を考慮し教育委員会が必要と認めた場合は、次に掲げる区分に応じ、同日の属する年度後それぞれに定める年限の範囲内

(ア) 令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間に復職した場合 1年度以内

(イ) 令和5年4月2日から令和6年4月1日までの間に復職した場合 2年度以内

(ウ) 令和6年4月2日から令和7年4月1日までの間に復職した場合又は復職することが見込まれる場合 3年度以内

ウ 令和6年4月2日から令和7年4月1日までの間に長期の病気休暇又は休職から復職した者又はは復職することが見込まれる者で、同年3月31日時点で(1)イ又はウに掲げる同一校勤続年数の年限に達する者又は年限を超える者のうち、本人の引き続き勤務する希望及び学校運営の観点から引き続き勤務する必要があるとする校長の意見具申に基づき、教育委員会が必要と認めた場合には、同日の属する年度後1年度以内

3 異動の手続

(1) 令和6年11月と令和7年1月に計2回、校長との人事ヒアリングを実施する。詳細な日程については別途教職員人事課が通知する。

(2) 校長は、「令和7年度校内人事計画資料(学校用務員・学校給食調理員)」及び「異動対象者自己申告書」に必要事項を記載し、令和6年10月10日(木)に教職員人事課に提出する。

(3) 異動対象者は、「異動対象者自己申告書」に必要事項を記入し校長に提出する。

(4) 校長は、面接によって本人の意向を十分把握するとともに、勤務校における業務実績等を斟酌し、意見具申する。(育児休

業明けや病気休職明け等の異動対象者については、本人の意向や個別の事情を考慮すること。)

(5) 令和7年3月上旬に学校業務職員異動名簿を校長に提示する。また、各学校における学校業務職員の異動内示日については別途通知する。

4 その他

- (1) 職長の昇任は、別途定める。
- (2) 勧奨退職は、別途定める。
- (3) 希望降任は、別途定める。